

福島県バスケットボール協会 審判審査委員会会則

- 一 本委員会は、福島県バスケットボール協会に属し、審判審査委員会と称する。
- 二 本委員会は、福島県バスケットボール協会公認審判員を選定するとともに、公認審判員の資格を審査する。又、日本バスケットボール協会公認審判員の推薦をする。
- 三 本委員会は、委員長、副委員長、及び委員若干名、専門書記を以て構成する。又、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 四 本委員会の委員は、各地区審判長、各連盟審判長、及び委員長の指名による委員によって構成する。
- 五 審判審査委員の任期は二ケ年とする。
- 六 本委員会は、福島県バスケットボール協会公認審判員に関して細則を定めることができる。
- 七 本委員会は、必要に応じて会長がこれを召集する。
- 八 本委員会会則の変更は、理事会で決定する。

細 則

- 一 県公認審判員は、審判審査委員会で公認され、福島県バスケットボール協会理事会の承認をも経て登録される。
- 二 県公認審判員の任期は二ケ年とし、二年間福島県バスケットボール協会が主催する大会実績がない場合には資格を失う。但し、審判審査委員会の認めるところにより復帰することができる。
- 三 県公認審判員を証するため、本協会から公認証を交付する。

昭和34年 9月 1日制定施行
昭和51年 2月21日一部改定施行
平成 9年 2月15日一部改定施行
平成22年 2月20日一部改正施行

平成21・22年度 福島県審判審査委員会役員名

委員長	羽田 進
副委員長	渡邊 亮 (県審判長・AA級審判員)
	坂本 公司 (前審判長・A級審判員)
委員	安齋 司 (県協会理事長)
	中村 康伸 (県協会総務委員長)
	各地区審判長
	各連盟審判長
専門書記	古川 俊和
事務局	伊藤 一美